

港湾協力団体の指定に関する要領

平成30年1月16日

港営部長通知

一部改正 令和3年2月1日

港営部長通知

(趣旨)

第1条 この要領は、港湾法（昭和25年法律第218号。以下「法」という。）第41条の2第1項の規定に基づく港湾協力団体の指定の審査その他の港湾協力団体の指定の事務に関し必要な事項を定めるものとする。

(申請資格)

第2条 港湾協力団体の指定の申請を行うことができる者は、法人又は港湾法施行規則（昭和26年運輸省令第98号）第9条の2に規定する団体（以下「法人等」という。）であって、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 代表者が定まっていること。
- (2) 事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該法人等の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有していること。
- (3) 宗教活動又は政治活動を活動目的としていないこと。
- (4) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- (5) 申請時点において、法人等の設立後1年以上（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づく認証を受けた法人にあっては、当該認証を受ける前の活動期間を含む。）が経過している場合にあっては、直近1年間の税を滞納していないこと。
- (6) 公序良俗に反するなど著しく不誠実な行為を行っているとは認められないこと。
- (7) 港湾協力団体の指定を受けた場合に、港湾協力団体としての活動以外では、港湾協力団体と称して活動を行わないことを誓約できること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める事項

(申請書類)

第3条 港湾協力団体の指定を受けようとする法人等は、港湾協力団体指定申請書（別記様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて申請するものとする。

- (1) 法人等の規約その他これに準ずるもの及び会員名簿その他の法人等の構成員の数が記載されているもの
- (2) 活動実施計画書（別記様式第2号）
- (3) 法人等の納税証明書（課税対象団体である場合に限る。）
- (4) 前条第7号の要件を満たすことを証する書類（別記様式第3号）
- (5) 前各号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める書類

(活動実施計画書)

第4条 前条第2号の活動実施計画書には、次に掲げる事項を明記するものとする。

- (1) 計画期間
 - (2) 活動を行う港湾の区域
 - (3) 活動の内容
 - (4) 前号の活動に関する法人等又はその構成員の活動実績
- 2 前項第1号の期間は、3年以内とし、原則として年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。以下同じ。）を単位とする。

（指定）

第5条 管理者は、法第41条の2第1項の規定に基づき、活動の内容の公共性及び活動の計画の実効性を踏まえ、申請をした法人等が法第41条の3に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる場合には、港湾協力団体として指定することができる。

- 2 管理者は、法第41条の2第2項の規定に基づき、前項の指定をしたときは、当該港湾協力団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示するものとする。
- 3 管理者は、港湾協力団体として指定した法人等に対し、当該法人等の名称及び活動を行う港湾の区域等を明記した港湾協力団体指定証（別記様式第4号）を発行し、指定番号を登録するものとする。
- 4 管理者は、法第41条の2第3項の規定に基づき、港湾協力団体に対し、港湾協力団体の代表者が変更となった場合には、代表者変更等報告書（別記様式第5号）により、速やかに届け出させるものとする。
- 5 管理者は、法第41条の2第3項の規定に基づき、港湾協力団体に対し、港湾協力団体の名称、住所若しくは事務所の所在地を変更しようとするとき又は港湾協力団体を解散しようとするときは、代表者変更等報告書により、あらかじめその旨を届け出させるものとする。
- 6 管理者は、法第41条の2第4項の規定に基づき、前項の規定による報告があったときは、その旨を公示するものとする。

（指定の通知）

第6条 管理者は、港湾協力団体として指定したとき又は指定をしないこととしたときは、申請をした法人等に対して、その旨を書面にて通知するものとし、指定をしないこととした法人等に対しては、その理由を付すものとする。

（活動実施計画書の変更等）

第7条 管理者は、法第41条の4第1項の規定に基づき、港湾協力団体に対し、活動実施計画書の計画期間終了前に、当該計画期間の終了後の次の計画期間（3年以内とし、原則として年度を単位とする。）の活動実施計画書を、管理者が定めた期日までに提出させるものとする。

- 2 管理者は、法第41条の4第1項の規定に基づき、港湾協力団体が活動実施計画書を変更しようとするときは、速やかにその変更の内容を明らかにする書類を提出させるものとする。

（情報の提供等）

第8条 管理者は、法第41条の5の規定に基づき、港湾協力団体に対し、その業務の実施に関し必要な情報の提供又は指導若しくは助言をするものとする。

(活動状況の確認)

第9条 管理者は、法第41条の4第1項の規定に基づき、港湾協力団体に対し、当該港湾協力団体の活動の適正かつ確実な実施を確保するために必要な場合には、その活動内容について報告をさせることができる。

(活動内容の改善)

第10条 管理者は、港湾協力団体が、その活動を適正かつ確実に実施していないことが認められると判断した場合（第5条第1項の指定後に第2条に定める要件に適合しなくなったと認められる場合を含む。）には、法第41条の4第2項の規定に基づき、その活動の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(指定の取消し)

第11条 管理者は、法第41条の4第3項に規定する場合のほか、港湾協力団体が、詐欺その他不正の手段により港湾協力団体の指定を受けたときは、当該指定を取り消すことができる。

- 2 管理者は、港湾協力団体から当該港湾協力団体の指定の取消しの申請があった場合には、その指定を取り消すものとする。
- 3 管理者は、港湾協力団体の指定を取り消した場合には、その理由を付して書面にて取消しの通知を行うものとする。
- 4 管理者は、第1項又は第2項の規定により港湾協力団体の指定を取り消した場合には、その旨を公示するものとする。

附 則

この要領は、平成30年1月16日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和3年2月1日から実施する。

(経過措置)

- 2 この要領施行の際この要領による改正前の港湾協力団体の指定に関する要領（以下「改正前の要領」という。）の規定により提出されている様式第1号、様式第3号及び様式第5号の申請書については、この要領による改正後の港湾協力団体の指定に関する要領（以下「改正後の要領」という。）の規定により提出されたものとみなす。
- 3 この要領施行の際改正前の要領の規定に基づいて作成されている様式第1号、様式第3号及び様式第5号の用紙は、改正後の要領の規定にかかわらず、当分の間、改正後の要領の様式の要件を満たすよう修正して使用することができる。

様式第1号（第3条関係）

港湾協力団体指定申請書

年 月 日

名古屋港管理組合管理者 様

(申請者)

住所

事務所の所在地

法人等の名称

代表者氏名

港湾協力団体の指定を受けたいので、港湾法第41条の2第1項の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

添付書類

- 1 法人等の規約その他これに準ずるもの及び会員名簿その他法人等の構成員の数が記載されているもの
- 2 活動実施計画書
- 3 法人等の納税証明書（課税対象団体である場合に限る。）
- 4 港湾協力団体の指定に関する要領第2条第7号の要件を満たすことを証する書類
- 5 その他管理者が必要と認める書類

活動実施計画書

1 法人等名：

代表者名：

2 計画期間

年 月 日 ～ 年 月 日

3 活動する港湾の区域
名古屋港

4 対象業務

次の項目の中から選択して、□にレ印を記入してください（複数選択可）。

- 港湾管理者に協力して行う港湾施設の整備
- 港湾管理者に協力して行う港湾施設の管理
- 港湾の開発、利用、保全及び管理に関する情報又は資料の収集及び提供
- 港湾の開発、利用、保全及び管理に関する調査研究
- 港湾の開発、利用、保全及び管理に関する知識の普及及び啓発
- 上記業務に附帯する業務

5 活動の内容

(1) 活動方針及び活動内容【審査項目：公共性・貢献度】

ア 活動方針

※港湾管理への貢献を含め、記載してください。

イ 活動内容

※具体的な活動内容を記載してください。
※活動内容のイメージが分かる図、写真等があれば貼付してください。

(2) 活動時期、実施体制等【審査項目：実効性】

ア 活動時期、スケジュール

※おおよその活動時期及び活動の実施スケジュールを文章又は表形式で記載してください。

イ 実施体制及び活動人員

※活動実施体制及びおおよその活動人員を記載してください。

ウ 過去の活動実績

※過去の活動実績について、活動時期、具体的な活動内容、実施体制等を記載してください。

(3) 地域との連携等【審査項目：協調性】

ア 地域との連携

※地域との連携計画を記載してください。

イ 地域への配慮等

※地域への配慮等を記載してください。

様式第3号（第3条関係）

誓 約 書

年 月 日

名古屋港管理組合管理者 様

（申請者）

住所

法人等の名称

代表者氏名

当申請者は、港湾協力団体の指定を受けた場合に、港湾協力団体としての活動以外では、港湾協力団体と称して活動を行わないことを誓約します。

港湾協力団体指定証

(住所)

(事務所の所在地)

(法人等の名称)

(代表者氏名)

様

名古屋港管理組合

名古屋港管理組合管理者

港湾法第41条の2第1項の規定に基づき、下記のとおり港湾協力団体として指定する。

記

1 法人等の名称

2 活動を行う港湾の区域

3 対象業務

4 指定期間

5 指定番号

様式第5号（第5条関係）

代表者変更等報告書

年 月 日

名古屋港管理組合管理者 様

(申請者)
住所
法人等の名称
代表者氏名

港湾協力団体の指定に関する要領第5条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

指定番号		
報告事項	※ 該当する事項の□にレ印を記入してください。 <input type="checkbox"/> 港湾協力団体の代表者の変更 <input type="checkbox"/> 港湾協力団体の名称の変更 <input type="checkbox"/> 港湾協力団体の住所又は事務所の所在地の変更 <input type="checkbox"/> 港湾協力団体の解散	
変更内容	変更前	
	変更後	
	変更（予定）日	
解散内容	解散予定日	
	その他	